

令和4年度

在ウズベキスタン
日本国大使館

領事手数料

適用期間(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

	項 目	料 金 単位(スム)	
	遺産の保護管理	遺産総額の2/100	
	遺言の公証	570,000	
証明 関係	国籍証明	440,000	
	在留証明 注)公的年金受給手続きの場合は無料	120,000	
	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	120,000	
	職業証明	200,000	
	翻訳証明	440,000	
	署名または印章の証明	官公署に係るもの	450,000
		その他のもの	170,000
	遺骨証明	250,000	
	原産地証明	440,000	
	日本品の外国輸入証明	380,000	
	船内遺留品目録証明	90,000	
	航行報告証明	130,000	
	上記以外の証明 注)運転免許証抜粋証明、旅券所持証明	210,000	
旅券 関係	10年旅券 注)一般旅券の更新・再発給等	1,600,000	
	5年旅券 注)同上	1,100,000	
	12歳未満の旅券発給 注)同上、なお5年旅券のみ	600,000	
	記載事項変更旅券(限定旅券等) 注)渡航先・期間等を限定したもの	600,000	
	渡航先追加 注)限定旅券に対してのみ	160,000	
	査証欄増補 注)1旅券1回限り	250,000	
	帰国のための渡航書	250,000	
査証 関係	一般入国査証	一般	300,000
		インド人	83,000
	数次入国査証	一般	600,000
		インド人	83,000
	通過査証	一般	70,000
		インド人	8,000
		再入国の許可の有効期間の延長	300,000
		難民旅行証明書の有効期間の延長	250,000

※ ウズベキスタン国籍者は査証手数料が免除されます。